

## 資本性劣後ローン考

多胡秀人

2020/9/3

コロナ禍における地域金融機関の取引先支援は、小規模事業者等へのゼロゼロ融資等による資金繰り支援から事業支援へ、さらには地域経済の要である中堅中規模企業に対しても抜本的な支援に取り組みねばならない局面に入ってきています。

コロナ禍が長期化すれば、かかる事業者も資本の毀損が懸念され、本来の収益力を取り戻すまでの資本増強、本業支援が必須となります。

この流れを受け、資本性劣後ローンを取り扱う地域銀行が次々と出てきています。資本性劣後ローンを実行するにあたっては、バンクミーティング的な当事者間での協議が土台にあるべきで、借り手と金融団との間で実効性ある事業計画を練り、各金融機関が支援の姿勢を明確にするとともに、借り手にも覚悟を求めることが不可欠であると考えられます。

実行後は事業の進捗状況の確認を怠らないことは言うまでもありません。「期日一括返済で、通常の融資よりも劣後する融資商品」の“セールス”といった安易な姿勢で対応しようものなら、とんでもないことになりかねません。

ある地域銀行のホームページにアップされている資本性劣後ローンの取り扱いに関するニュースレターを見つけました。金額、期間、金利などの条件がさらりと書いてあるのですが、ワタシには新しい金融商品の説明書としか読みとることができません。資本性劣後ローンを導入する場合の借り手と貸し手の心構えのようなものがまったく記載されていないことに驚きを感じました。

改めて同行ホームページ内の、金融円滑化法の対応など経営改善支援・事業再生支援に関するコーナーを読むと金融庁の監督指針等からコピペしたような文言。この銀行、果たして本格的に経営改善支援や事業再生の支援を行った実績はあるのでしょうか。「DDS に取り組むこと」と「資本性劣後ローンを出すこと」との重みが同等であることを理解していないのではないかと疑ってしまいます。

資本性劣後ローンといえば、日本政策金融公庫には 10 年近い取り扱いの歴史があります。また、今回のコロナ禍では危機対応業務の一環として政府系金融機関による資本性劣後ローンが導入されることになりました。

政府系金融機関の資本性劣後ローンの取り扱いにあたっては、公的資金を扱う以上、とりわけ上記の運用面でのポイントをしっかりと励行しなければならないと思います。

(了)

※※※※本稿の無断転載、お断りします※※※※※